

新規制定・旧規定比較表

○建築士法第四条第四項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定(令和二年千葉県告示第八十二号)

新規制定			【参考】旧規定（建築士法第十五条の指定）		
<p>建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第四項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、令和二年三月一日から施行する。</p> <p>一 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者</p>			<p>建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、平成二十年十一月二十八日から施行する。</p> <p>なお、昭和四十五年千葉県告示第二百五十三号（建築士法第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定。以下「旧告示」という。）は、廃止する。</p> <p>一 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者</p>		
学 校	建築に関する科目	経験年数	学校	建築に関する科目	経験年数
学校教育法に基づく大学又は高等専門学校	建築士法 第四条第四項第一号 の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（ 令和元年国土交通省告示第七百四十九号 。以下「 第七百四十九号告示 」という。）第一第一号又は第二号に規定する科目。ただし、 第七百四十九号告示 第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。	一年	学校教育法に基づく大学又は高等専門学校	建築士法 第十五条第一号 の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（ 平成二十年国土交通省告示第七百四十三号 。以下「 第一号告示 」という。）第一に規定する科目。ただし、 第一号告示 第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。	一年
	建築士法第四条第四項第二号 の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（ 令和元年国土交通省告示第七百五十号 。以下「 第七百五十号告示 」という。）第一第一号又は第二号に規定する科目	二年		第一号告示第一 に規定する科目。ただし、 第一号告示 第一各号中「四十単位」とあるのは、「二十単位」とする。	二年
防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）に基づく防衛大学校又は職	第七百四十九号告示 第一第一号又は 第二号 に規定する科目	零	防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）に基づく防衛大学校又は職	第一号告示第一 に規定する科目	零
	第七百四十九号告示 第一第一号又は 第二号 に規定する科目。ただし、 第七	一年		第一号告示第一 に規定する科目。ただし、 第一号告示 第一各号中「四十単位」	一年

業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	百四十九号告示 第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。 第七百五十号告示第一第一号又は第二号 に規定する科目	二年
学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校	第七百五十号告示第一第一号又は第二号 に規定する科目。ただし、 第七百五十号告示 第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。	三年

備考 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 学校教育法に基づく大学 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例による。
 - 二 学校教育法に基づく高等専門学校 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例による。
 - 三 防衛省設置法に基づく防衛大学校 大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
 - 四 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校 大学設置基準又は短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
 - 五 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校 高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の規定の例による。
- 二 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法に基づく専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒

業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	とあるのは、「三十単位」とする。 第一号告示第一 に規定する科目。ただし、 第一号告示第一各号中「四十単位」 とあるのは、「二十単位」とする。	二年
学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校	建築士法第十五条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十四号。以下「第二号告示」という。）第一 に規定する科目。ただし、 第二号告示 第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。	四年

備考 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 学校教育法に基づく大学 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例による。
 - 二 学校教育法に基づく高等専門学校 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例による。
 - 三 防衛省設置法に基づく防衛大学校 大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
 - 四 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校 大学設置基準又は短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
 - 五 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校 高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の規定の例による。
- 二 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法に基づく専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒

業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	建築に関する科目	経験年数
学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校	二年	<u>第七百四十九号告示第一号又は第二号</u> に規定する科目	零
	一年	<u>第七百四十九号告示第一号又は第二号</u> に規定する科目。ただし、 <u>第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。</u> (削る。)	一年
		<u>第七百五十号告示第一号又は第二号</u> に規定する科目	二年
学校教育法に基づく中学校又は義務教育学校	二年	<u>第七百五十号告示第一号又は第二号</u> に規定する科目。ただし、 <u>第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。</u>	三年
	一年	<u>第七百五十号告示第一号又は第二号</u> に規定する科目。ただし、 <u>第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」とする。</u>	四年

備考 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法に基づく専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令

業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	建築に関する科目	経験年数
学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校	二年	<u>第一号告示第一</u> に規定する科目	零
	一年	<u>第一号告示第一</u> に規定する科目。ただし、 <u>第一号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。</u>	一年
		<u>第一号告示第一</u> に規定する科目。ただし、 <u>第一号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「二十単位」とする。</u>	二年
学校教育法に基づく中学校又は義務教育学校	二年	<u>第二号告示第一</u> に規定する科目。ただし、 <u>第二号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。</u>	三年
	一年	<u>第二号告示第一</u> に規定する科目。ただし、 <u>第二号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」とする。</u>	四年

備考 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法に基づく専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令

第二号)の規定の例によるものとし、同法に基づく各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	建築に関する科目	経験年数
学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校	三年	<u>第七百四十九号告示第一号又は第二号に規定する科目。</u> ただし、 <u>第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。</u>	一年
	(削る。)		
	一年	<u>第七百五十号告示第一第一号又は第二号に規定する科目</u>	<u>二年</u>
学校教育法に基づく中学校又は義務教育学校	三年	<u>第七百五十号告示第一第一号又は第二号に規定する科目</u>	<u>二年</u>
	二年	<u>第七百五十号告示第一第一号又は第二号に規定する科目。</u> ただし、 <u>第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。</u>	<u>三年</u>
	一年	<u>第七百五十号告示第一第一号又は第二号に規定す</u>	<u>四年</u>

第二号)の規定の例によるものとし、同法に基づく各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校	修業年限	建築に関する科目	経験年数
学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校	三年	<u>第一号告示第一</u> に規定する科目。ただし、 <u>第一号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」とする。</u>	一年
	<u>二年</u>	<u>第一号告示第一</u> に規定する科目。ただし、 <u>第一号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「二十単位」とする。</u>	<u>二年</u>
	一年	<u>第二号告示第一</u> に規定する科目	<u>三年</u>
学校教育法に基づく中学校又は義務教育学校	三年	<u>第二号告示第一</u> に規定する科目	<u>三年</u>
	二年	<u>第二号告示第一</u> に規定する科目。ただし、 <u>第二号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。</u>	<u>四年</u>
	一年	<u>第二号告示第一</u> に規定する科目。ただし、 <u>第二号</u>	<u>五年</u>

	る科目。ただし、 <u>第七百五十号告示</u> 第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」とする。			<u>告示</u> 第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」とする。	
備考 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。			備考 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。		
四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士			四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士		
五 <u>建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（以下「施行日」という。）前に令和二年千葉県告示第八十三号（建築士法第十五条第二号の規定により、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定）により廃止された平成二十年千葉県告示第八百三十八号（建築士法第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定）により廃止された昭和四十五年千葉県告示第二百五十三号（建築士法第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定。以下「旧告示」という。）</u> 第一号から第六号まで及び第十号から第十三号までに掲げる課程を修めて卒業し、又は訓練科目を修了し、建築に関する実務の経験がこれらの課程又は訓練科目の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号から第六号まで及び第十号から第十三号までに定める年数に満たない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程又は訓練科目の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号から第六号まで及び第十号から第十三号までに定める年数以上有することとなる <u>もの</u>			五 <u>この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧告示</u> 第一号から第六号まで及び第十号から第十三号までに掲げる課程を修めて卒業し、又は訓練科目を修了し、建築に関する実務の経験がこれらの課程又は訓練科目の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号から第六号まで及び第十号から第十三号までに定める年数に満たない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程又は訓練科目の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号から第六号まで及び第十号から第十三号までに定める年数以上有することとなる <u>者</u>		
六 施行日前から引き続き旧告示第一号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号から第十三号までに掲げる課程又は訓練科目に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業し、又は訓練科目を修了した後、これらの課程又は訓練科目の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号から第十三号までに定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる <u>もの</u>			六 施行日前から引き続き旧告示第一号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号から第十三号までに掲げる課程又は訓練科目に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業し、又は訓練科目を修了した後、これらの課程又は訓練科目の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号から第十三号までに定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる <u>者</u>		
七 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法 <u>第四条第四項第一号及び第二号</u> に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者			七 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法 <u>第十五条第一号及び第二号</u> に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者		